

(別紙1)

京都市敬老乗車証制度に関する  
市民アンケート調査業務委託  
プロポーザル仕様書

京都市保健福祉局

健康長寿のまち・京都推進室

介護ケア推進課

## 1 委託業務名

京都市敬老乗車証制度に関する市民アンケート調査業務委託

## 2 業務の目的

本市では、高齢者の社会参加支援を目的とした福祉施策として、敬老乗車証制度（以下「制度」という。）を実施しており、令和4年10月及び令和5年10月には、制度を持続可能なものとしながら、利便性向上につながるための見直しを実施している。また平成25年10月に策定した「敬老乗車証制度の今後の在り方に関する基本的な考え方」において、敬老乗車証のICカード化を前提として、現行の所得に応じた負担金制（応能負担）から、利用頻度に応じた選択的負担（応益負担）へと転換することとしているが、ICカード化と応益負担の導入については、多額の経費や長期の導入期間を必要とすることから、今後の技術革新の動向等を踏まえ、より効率的な導入方法を研究するために延期することとしている。

本業務は、上述の状況を踏まえたうえで、制度に関する市民アンケート調査を行い、現行の制度の点検及び今後の方向性等を検討するための基礎資料を作成することを目的とする。

なお、制度の概要等については、以下のホームページを参照すること。

### (1) 制度の概要について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000232683.html>

### (2) 令和4年10月及び令和5年10月に実施した制度見直しについて

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000290133.html>

### (3) 平成25年10月に策定した「敬老乗車証制度の今後の在り方に関する基本的な考え方」について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000157587.html>

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年1月31日までとする。

## 4 委託業務内容

### (1) 市民アンケート調査

制度に関する市民の意向や利用状況などを把握するため、市民アンケート調査を実施するに当たり、以下の業務を行う。

○調査対象	① 72歳以上の京都市民	6,500人	
	② 20歳以上60歳以下の京都市民	3,000人	計9,500人
	(それぞれ、住民基本台帳及び外国人登録データから無作為抽出のうえ、本市から提供)		
○調査方法	郵送調査		

#### ア アンケート調査票等の作成

本市が入稿するアンケート項目を基に、調査対象①、②それぞれ個別の調査票を作成・印刷する。

※アンケート調査の回収率を高める工夫を行い、回答者にわかり易い調査票を作成する。

※アンケートのレイアウト構成、デザイン等を含む。

※アンケート作成に必要な経費は、全て受託者負担とする。

(調査票は①、②ともにA4用紙(両面)5枚を想定)

#### イ アンケート配付

本市が指定する市民に対し、調査票及び復路封筒を封入したうえで、発送する。また調査票配付後の適切な時期に、督促等(督促ハガキの印刷、発送等)を実施する。

※配付、督促に必要な経費(往復封筒、宛名ラベル等含む)は、全て受託者負担とする。

※宛名ラベル作成に必要な宛先データは本市からデータで提供する。

※令和6年10月上旬を目途に配付すること。

#### ウ アンケート回収

アンケートは、受託者が回収することとし、回収した調査票には、IDを振るなど、集計データと突合が出来るように工夫する。

※アンケート回収に必要な復路発送代は、受託者負担とする。

※回収した調査票は、委託期間終了時に全て本市へ返却する。

#### エ アンケート集計

回収した調査票は全て、表やグラフ等への加工が可能なエクセル等でデータ集計し、本市が指示する単純集計やクロス集計を行うとともに表やグラフを作成する。

※データ集計等については、後に本市が単純集計やクロス集計が行いやすいように、工夫する。

#### オ 報告書の作成

集計及び分析、考察結果を取りまとめ、簡潔で分かりやすい報告書を作成する。

※令和6年11月下旬から12月上旬を目途に作成し、報告すること。

#### (2) その他の有益な調査・研究の提案、実施

本業務の趣旨、目的に適う調査や研究等があれば、業務の規模(経費等)を含めて提案する。なお実施に当たっては、本市と協議のうえ、本市の指示に基づき実施する。

## 5 成果品の提出等

成果品は以下のとおりとする。作成に当たっては、その数量および編集方法や提出媒体に関して、事前に本市と協議を行うこととし、提出する電子データについては、ウイルス対策を行うこと。

### (1) 市民アンケート調査

- ア 回答のデータベース
- イ 集計表及び分析結果
- ウ 報告書
- エ 本市との協議議事録
- オ その他本業務で取得又は作成した資料一式

### (2) その他、受託者の提案による調査等で取得又は作成した資料一式

## 6 留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、本市の意図及び目的を十分に理解したうえ、本市の求める期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。また計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、本市の確認を受けること。
- (2) 本業務の遂行に当たり、必要の都度、本市と協議を行い、本市の指示により業務を進め、各業務の結果については、速やかに報告を行うこと。また、必要な情報を自主的に収集、報告するとともに、本市に対して有益な提案を積極的に行うこと。
- (3) 本業務の実施により得られた成果品の著作権、著作権等の一切の権利は、全て本市に帰属する。
- (4) 成果品に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (5) 受託者は、業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らし、又はその他の目的に転用してはならない。
- (6) 受託者は、本市の承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項、又は業務遂行上で疑義が生じた場合は、受託者と本市とで協議のうえ、これを定め、協議が整わない場合は、本市の定めるものとする。